

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
 - ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。
- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

- ①低所得者に対する保険料の減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。
- ②低所得者に対する利用料の軽減については、介護保険制度において特定入所者介護サービス費として施設入所の食費・居住費の軽減措置がとられており、高額介護サービス費制度、また平成20年度に創設された高額医療合算介護サービス費制度においても低所得者への配慮はされています。減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。
- ③厚労省通知に反する制限はしていません。
- ④平成23年度に地域密着型介護老人福祉施設29床の整備を予定。
- ⑤現段階において、財政的支援をする考えはありません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。
- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
 - ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
 - イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
 - ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

[回答]

①配食サービスは、毎週月・火・水・木・金曜日の昼食を実施し、自己負担額につきましては、1食につき250円に設定しております。会食(ふれあい)方式の実施につきましては、実施業者の問題等もありますが、今後の検討事項とさせていただきます。

②

ア 現在一人暮らしの方を対象に実施している安否確認事業を高齢者世帯も含んだ内容に検討してまいります。

イ コミュニティーバスが運行され、足のない高齢者の外出に利便の向上が図られるようになりました。

ウ 自立高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上を図ることを目的として、市内の3事業者が老人福祉施設等でのデイサービス事業や、身近な地域で集い情報交換、レクリエーション等で一日を楽しく過ごしていただく高齢者ふれあいサロンを現在18ヶ所に増設し、委託事業として行っている。月1回以上の開催で週1回を限度の条件に1回5,000円(H21は3,000円)を支払っています。

エ 平成21年度に建設された市営住宅西島団地では、86戸のうち12戸が高齢者対応住宅として建設されております。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

①12月31日現在で介護度が6ヶ月以上継続していることなどの条件はあるものの、原則として要介護1以上の方すべてを対象としています。

②対象者に対しては、申請書及び認定書を同時に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

①現在、非課税で在宅のひとり暮らし老人、所得制限超過の戦傷病者手帳保持者及び障害者自立支援法第58条第1項に該当する精神通院者について市単独事業として対象としており、これ以上の拡大は考えておりません。

②資格証明書の交付は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行うもので、納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間未納が続く方について、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行われるものです。現在、資格証明書の交付を控えるため、滞納者に

対して極め細やかな納付指導を行うよう努めております。

- ③障害者医療費助成制度は、愛知県の助成基準に従って実施しており、後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者への適用は考えておりません。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。
- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。
- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

[回答]

- ①子ども医療費の無料化拡大につきましては、財政が非常に厳しい中ではありますが、少子高齢社会にあって将来を担う子どもたちの健康を維持する観点から、今後も慎重に検討していかなければならないと考えております。このような状況のなか、本年10月からは小学2年生まで通院医療費の無料化を拡大し、子育て環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

- ②当市では、昨年4月から妊婦健診助成を14回に拡大しております。今年度から県下59市町村で足並みをそろえ、国の標準とされる内容に充実をしております。

- ③稲沢市では就学援助制度について、新規申請の場合、市教委の窓口で受付を行っており、継続申請の場合のみ学校を窓口としております。

また、稲沢市では認定に係る所得基準額を設定していません。「その他の経済的理由」で援助するイレギュラーなケースであれば、所得基準額だけを見て機械的に判定するといった方法ではなく、個々にご相談をいただいたうえで、対象世帯の生活状態の実態等を踏まえるべく、学校長の意見や、地域の民生委員さんの助言と御協力をいただきながら、個々の案件についてきめ細かな認定の可否をしております。

そのようなケースでのご助言をはじめ、生活困窮世帯を地域全体の目で見守っていくため、また、不正受給を防ぐためにも、今後とも民生委員さんに対象世帯の生活状況を把握していただき、所見をいただきながら、きめ細かく認定事務を行っていきたいと考えています。

- ④給食費の無料化につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担、その他の学校給食に要する経費は保護者負担と明記されておりまして、今後も給食費の保護者負担(材料費)は継続させていただきたいと考えております。

4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
 - ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
 - エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

[回答]

①国においては、平成24年度末を目途に後期高齢者医療制度を廃止するとされており、当面の見直しの方向としては、国保運営の都道府県単位での広域化が示されています。また、当市の国民健康保険は、医療費の増加と低所得者や失業者の加入増等から、その財政運営は年々深刻化しており、基金や一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされています。従って、県には「広域化等支援方針」を策定し、市町村の実情に即した推進を図るよう求めており、国民健康保険制度広域化の反対については、考えておりません。

②

ア 今年度は、所得低下に伴い、新たに一般会計から繰り入れを行いました。保険税の引き上げにつきましては、単年度収支において、平成19年度で約2億円また、平成21年度でも約1億円を超える赤字となっていることから、保険税の引き上げもやむをえない状況にあります。また、減免制度を拡充し払える保険税にすることについては、既に、平成20年度国保税では、均等割と平等割を対象として、6,806世帯でおよそ2億7千万円軽減し、また、所得割額を対象として、610件でおよそ1千3百万円減免しており、更なる拡充は、他の保険者の理解を得ることは難しいものがあるので考えておりません。

イ 地方税法703条の4第10項及び第24項に基づき被保険者均等割額を一般被保険者の数に按分して算定することとする定めがあるので、18歳未満の子どもについても、均等割の対象となり、減免は考えておりません。

ウ.エ.

所得低下による国保税への反映は、次年度となるのが原則であります。この保険税の所得割額等の減免制度について、現行以上の所得制限の引き下げや条件の緩和については、考えておりません。

③

ア 平成22年9月に保険証の一斉更新に合わせ、国保の被保険者間の負担の公平を図る観点などから、特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対し、資格証明書を交付しました。

なお、高校生世代以下の子どもや福祉医療受給者に対しては、短期証を郵送で交付しています。

イ 資格証明書交付世帯には、法律により給付制限を考えています。

ウ 国保税の未納世帯については、納税相談等の方法により未納世帯の実態把握に努めて、短期保険証発行の対策を講じていますが、分納が認められた場合は、有効期限を延長して保険証を発行しています。

エ 滞納処分につきましては、納税者のかたの生活実態を把握し、進めておりますので、ご理解をお願いします。

無保険者の調査の実施については、対象者の把握が困難であることから調査実施は考えておりません。なお、実施にあたっては市町村や健康保険組合など各保険者が、互いの加入・脱退の情報を共有するシステムを作る必要があると考えます。

④要綱により生活保護基準額の 1.15 倍以下の場合是一部負担金の免除、1.15 倍を超え 1.30 倍以下の場合、4 段階により一部負担金を減額することを規定しています。

この制度については、ホームページにより周知し、また、市の生活保護担当者と連携を図り、相談やチラシの配置を行っています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

[回答]

①

ア 国の制度に則って実施しており、現在のところ利用料無料は考えておりません。

イ 国の制度に則って実施しており、現在のところ見直しは考えておりません。

ウ 地域生活支援事業に対する予算は、前年度実績に基づき予算計上しておりますが、年々増加の一途を辿っており、対象事業費の範囲が狭く、国・県の対象事業費の 3/4 以下であるため、今後財政を圧迫する可能性が大と思われれます。

エ 国の制度に則って実施しており、現在のところ自己負担の撤廃は考えておりません。

オ 障害者程度区分認定の見直しは、現在国の定めた調査項目となっており障害種別ごとの調査項目による認定とする必要は求められません。

区分認定は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つであり、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して個別に支給決定をするため、特に制限を設けて決定しているものではありませんことをご理解ください。

②基盤整備の推進については、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設の助成については地域生活への移行に伴い必要と思われるため、一層の支援を要望します。

また、ホームヘルパー増員については、介護労働者を確保のため適正な賃金・労働条件等の財政的支援を要望します。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。
- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

[回答]

①当市では、特定健診、肺がん検診の胸部レントゲン撮影検査及び歯周疾患検診を無料で実施しております。がん検診は、自己負担があります。現在の市の財政状況を考慮しますと、がん検診の自己負担は、引き続きお願いしたい。実施期間の通年化につきましては、事後処理等のため業務に支障が生ずることが考えられ、難しさがあり、集中して受けていただくためにも、期間限定の現行のとおりで考えております。乳がん検診は、国の基準を満たすため集団で実施しております。胃がん検診については、集団・個別医療機関委託で実施しております。その他のがん検診・歯周疾患健診は、医師会、歯科医師会の協力のもと個別で実施しております。歯周疾患健診につきましては、市の財政面を考慮し、国の指針どおり節目年齢40.50.60.70歳のかたを対象に無料で実施いたします。

②40歳未満の健康診査は、従来から無料で実施しております。

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。
- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

[回答]

①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種については、予防接種法による任意接種となっており、費用負担は個人負担でお願いいたします。

②必要があれば、検討いたします。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

[回答]

①憲法第25条及び生活保護法に基づき、引き続き生活保護申請権を尊重し適正に対応してまいります。

②適正な職員配置に努めます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

[回答]

- ①今後の動向を見守りながら、必要があれば市長会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。
- ②後期高齢者医療制度につきましては、平成24年度末で廃止されることが決定されており、平成25年度からの新しい制度につきましては、現在、国において検討されているところであります。また、国民健康保険の国庫負担の増額については、国や県の動向等をみて対応を考えてまいります。
- ③介護保険の給付費にかかる財源は、介護保険料と公費で賄われております。
その内訳は、保険料と公費がそれぞれ50%となっております。公費の負担割合については、介護保険法で定められており、国と県で32.5%、市が12.5%、調整交付金が5%という内訳になっております。しかし、調整交付金は75歳以上の高齢者の割合、所得段階の割合により全国の市町村で調整がなされるため、今年6月の全国市長会でも「給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するよう」重点要望として、国に要望しております。
介護労働者の処遇改善につきましては、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が施行され、前回の介護報酬改定において介護従事者等の処遇改善を目的とした介護報酬の引き上げがあり、平成21年度国の補正予算において介護職員処遇改善交付金が実施されているところですが、今年6月の全国市長会でも「介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築するよう」、国に要望しております。
- ④子ども医療費の助成につきましては、現物給付による子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額の廃止について、機会があれば、市長会等を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

[回答]

①②④⑥

福祉医療につきましては、愛知県の助成制度に沿って、県内各市とともに補助の拡大を図るよう要望してまいりたいと考えております。

③広域連合から県に要望書が提出されております。

⑤県の動向及び各市の状況を見て対応を考えてまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

[回答]

①すでに広域連合から要望書が提出されております。

②③愛知県後期高齢者医療広域連合議会においてすでに審議が行われ、ご理解いただいていると考えております。

④愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要綱に基づき、被保険者代表も委員に含まれており、適切な対応がとられていると考えております。